

特定非営利活動法人 日本システム監査人協会報

北信越支部設立記念特集

北信越支部の設立が、北信越地域の会員の努力により正式に決まりました。6月11日の理事会で設立準備委員会提案の設立趣意書等が審議承認され、6月28日には北信越支部設立記念総会が開催されました。ここに北信越支部設立記念特集を掲載します。なお、同時期に東北支部も設立されましたが、紙面の関係で次号に掲載します。

北信越支部設立の経緯

No. 848 森 広志

会員の皆様方の多大なご協力により、標記設立総会及び記念講演会を盛会に終えることができ誠にありがとうございました。以下に、設立経緯を述べます。

1. 背景

支部設立の火種は、交通不便な富山会員のため中部支部で主催頂きました富山県特例会にあったと考えます。1回目は平成13年6月に富山市内のビルで実施、富山会員6名と中部支部役員の萬代氏、澤氏の計8名、澤氏の講演と富山会員の発表を行ない、皆さまに喜んで頂きました。翌年、2回目の富山県特例会を行ない、富山会員9名、石川会員1名、中部支部役員の山崎氏、大野氏、堤氏、一般会員3名の計16名となり、講演を3本行ない好評でした。又、懇親会では、新支部作りの話題で盛り上がりしました。他県に及ぶ支部作りは、手の付けようもなく遠い先の話のように思えましたが、雰囲気だけは、徐々に高まってゆきました。

2. キックオフ

平成14年11月の中部支部合宿の懇親会で、支部設立準備の提案を、梶川さんと私が、中部支部役員の山崎氏や澤氏、原氏から受けました。

12月には、山崎中部支部長より近畿支部宛てに、新支部立ち上げの挨拶状を出して頂き、1月に、中部支部に新支部設立準備委員会を設置、梶川さんと私が委員長に選出され、支部設立準備メーリングリストを開設しました。

2月になり、キックオフミーティングを富山県で開催しました。この中で、新支部範囲として北陸と北信越の2案が出ました。とりあえず梶川さんが北信越地域の会員の皆さま全員の要望を取りまとめ、結果的に、北信越を範囲として進めてゆくこととしました。

3. 基礎造り

2月に東京で行われた年度総会に、公認システム監査人の丸田氏と私が出席し、蓮見副会長と鈴木理事に、支部範囲を北信越で進めている意向を伝え承頂きました。3月に入り、梶川さんの積極的な募集が功を奏し北信越支部設立に賛同した会員が20名を超え設立の目処がたちました。又、伊藤氏が規約や設立申請の書類作り、坂井氏が予算作成等、会員の皆さまの積極

目次

ページ	ページ
北信越支部設立記念特集	1
月例研究会報告(第96回、第97回)	9
システム監査実践セミナー(第11回)報告	14
平成15年第6回理事会議事録	18
支部だより(北海道、中部、中国)	20
会員の書いた本	21
(ソフトウェア要求顧客が望むシステム、 情報化投資効果を生み出す80のポイント)	
	システム監査基礎セミナーのご案内
	24
	システム監査実践セミナー(近畿版)の開催ご案内
	25
	会報掲載論文募集
	27
	会報編集委員募集
	27
	新規入会者一覧
	28

的なご協力がありました。又、設立総会と設立記念講演会の案を出したところ、一村理事より講師受託の返事があり、その後、片寄理事のお手配で山口理事も参加するなどシステム監査のベテラン講師が揃いました。

又、メキシコの国際会議等でご活躍中の発田特別参与(富山県総合情報センター)に、電脳山田村やITボランティア等に関するご講演をお願いできました。

4月には、富山市内で勉強会を実施(電子店舗のシステム監査)。その後、規約や設立申請書等を諮り、懇親会を行いました。この際、梶川さんの技術士合格が地元新聞に掲載されたこともあり話題が盛り上がりました。

5月に打合わせを行い、伊藤氏を始め富山県会員を中心に纏めて頂いた設立申請関係の書類一式が完成し承認されました。又、今回、尾島さん他からの提案もあり、北信越支部設立にご賛同頂いた会員全員を発起人とし、記念に留めることとしました。設立申請書を本部、関係個所に送付後、次に、後援依頼、ご来賓のお願い、パンフレット作成、PR等講演会の準備にかかりました。後援は、中部経済産業局と富山県、協賛は、社団法人富山県情報産業協会と株式会社富山県総合情報センターにお願いすることができました。

6月は、当日準備について打合わせしました。又、伊藤氏のご努力により、設立総会の記事が地元新聞に掲載され、梶川さんのご尽力で、会議室利用申請作成等、費用節減に努められました。

4. 設立総会、記念講演会当日

開催日当日は、11時前に集合し当日スケジュールを打合せ後、準備を始めました。

昼食は、準備中の皆様に富山名産の鱈寿司を食べて頂きました。又、片寄理事や原(純)さん、中部支部の皆様にも準備に加わり、会員著書の紹介コーナーも設けて一般来場者にもPRできました。設立総会では、山崎中部支部長よりご来賓挨拶、議長の高瀬氏、司会の坂井氏、規約や設立申請書等説明の伊藤氏、PC担当角屋氏のご活躍のお陰で無事に終了することができました。北信越支部最初のイベントとなった、記念講演会では、富山県経営企画部情報政策課の井上課長補佐殿、社団法人富山県情報産業協会の野嶋会長殿よりご来賓挨拶を賜ると共に、優れた講師の皆様のお陰で、非常に好評を博すことができました。受講者は、一般聴講者も含め

50名程と盛況でした。懇親会は富山駅前のホテルで行い、講師を囲み、銘酒の越乃寒梅で盛り上がりました。この中で、来賓の馬場近畿副支部長や中部支部役員の皆さまから、早速、三支部合同イベント構想が持ち上がりました。

今後、良い支部になってゆくように会員一同協力してゆきたいと思います。又、今回の設立総会、記念講演会開催には、非常に沢山の方のご協力がありました、紙面に書ききれませんが、改めて厚くお礼申し上げます。

設立準備活動

No. 9009 伊藤 祐太郎

本部、関係支部、北信越5県会員の協力で無事、北信越支部設立準備活動ができたと感謝しています。

今後、支部設立時の参考にしていただけたらと思います、下記に準備事項をリストしました。

記

1. 2月15日(土)富山県の会員7名が懇親会を開く。この中で、システム監査についての熱い思いを語り合い、もっと活動を活発にしようということになった。
活動を活発にする手段として、勉強会の開催や啓蒙活動の実施から、支部を設立しようということになった。
2. 4月12日(土)まず、活動の実践ということで、勉強会を開くこととし打ち合わせ。
3. 4月26日(土)富山市内掛尾町の光陽会館にて勉強会(講師森広志氏WEBショップのシステム監査)
4. 4月26日(土)本格準備開始
 - (1) 地区会員にメールにて、参加意向をヒアリング・・・賛成の回答者多い
 - (2) 本部役員の方に内伺い・・・同意の意向を伺う
 - (3) 中部、近畿支部役員の方に内伺い・・・同意の意向を伺う
 - (4) 総会日程を決め会場を仮予約
 - (5) 支部規約案作成し、会員・役員各位に確認
 - (6) 総会講演者案を作成し講演者に交渉
 - (7) 後援・協賛依頼開始
 - (8) 中部、近畿支部の設立同意書を作成し発送
 - (9) 本部への設立申請書を作成し送付
 - (10) 会員案内(趣意書、活動計画、予算案、総会次第)を作成し送付

- (11) 講演聴講者勧誘・・・ITC、市町村事務所、技術士会、大手ベンダーなど
- (12) 総会当日役割分担を決定し諸準備
- (13) マスコミリリース作成と掲載依頼
- (14) 講演者レジュメ準備、当日資料、プロジェクター用資料作成
- (15) 出席者名簿用資料作成

5. 当日

- (1) 受付・・・4名(本部、中部役員の協力も得る)
- (2) 司会、議長、準備委員案説明
- (3) プロジェクター、PC準備
- (4) 参加者名簿確認照合
- (5) カメラ撮影
- (6) 講演テープ録音
- (7) りぼん、徽章、お茶準備
- (8) 会員著書紹介

6. 所感

- (1) 準備委員全員、別途多忙な本業を持っているなかでの準備であり、大変負担が大きかったが、全員の協力により設立に立ちました。
- (2) とくに、本部役員の皆様、中部支部、近畿支部の皆様には初めからいろいろ教えていただきありがとうございました。
- (3) 設立総会・講演会は県・経産省の後援を受け、箔がつけました。
- (4) マスコミPRについても、事前、事後と新聞に取り上げてもらえました。
事前：北日本新聞、事後：北国・富山新聞
- (5) 設立は活動のスタートに過ぎません。これからの活動内容が真価を問われると思っております。皆様のご指導とご協力を切にお願いいたします。

以上

北信越支部設立総会・設立記念講演会

No.947 梶川 明美

午前中からの雨も上がり、東京や大阪・愛知など遠方から来賓の方々をはじめ大勢の方々の参加を得て支部の設立総会と記念講演会が開催されました。

支部設立にあたり、のれんを分けていただく形になりました中部支部と近畿支部の役員と会員の皆様、そして本部理事会の役員の皆様に変なご尽力いただきました。また、設立準備委員会の中心となった支部会員の皆様の企画と実行力には、さすがシステム監査人の底力、と感

心させられました。

たくさんの方々のご支援で支部を設立することができました。どうもありがとうございました。

以下、I支部設立経緯、II当日の次第 III講演会内容、IV支部設立活動経緯・について報告します。

I. 支部設立経緯 森支部長

II. 当日の次第

日 時：平成15年6月28日(土)13：10～17：00

場 所：富山県総合福祉会館(サンシップとやま)

603・604会議室

参加者：約50名

第一部 北信越支部設立総会

1. 準備委員会より挨拶
2. 来賓紹介と挨拶
SAAJ中部支部長 山崎拓氏
SAAJ近畿副支部長 馬場孝悦氏
3. 議長選出
4. 設立趣意書の報告・承認
5. 規約の報告・承認
6. 本部・関係支部同意報告
7. 平成15年事業計画の説明
8. 役員の選任
9. 役員挨拶(支部長、副支部長)
10. 祝電披露
11. 閉会

第二部 設立記念講演会

1. 支部長挨拶
2. 来賓挨拶
・富山県経営企画部情報政策課課長補佐 井上 淳氏
・社団法人富山県情報産業協会会長 野寄 勉氏



3. 講演

A. 「ISMS・個人情報保護とシステム監査」

NPO日本システム監査人協会 本部理事
株式会社日立情報システムズ

参与 システム監査室長 一村 義夫氏

最近の社会情勢から情報セキュリティの重要性への意識が高まってきた。ISMS構築を通して個人情報保護体制構築と期待されるシステム監査とはどうあるべきかについて解説された。

B. 「システム監査論、自治体他」

NPO日本システム監査人協会 本部理事
有限会社山口システム監査
代表取締役 山口 芳彌氏

実際のシステム監査事例から、システム監査とは業務監査であることを解説された。またシステム監査を行うには、ニーズの把握と経営管理の視点を持つことが大切である。

C. 「ITボランティアと電脳山田村」

株式会社富山県総合情報センター
特別参与 発田 悦造氏

地域情報化は、今後一層進展すると予想される。その方向は、より人間的、システムのようになってゆく。システムの思考のためには、情報を血液として使い、人の英知を有機的に生かすことが重要。このため、当会会員の知恵も大いに役立てるべきである。

第三部 設立記念パーティー

1. 時間：17:30～19:30
2. 場所：富山エクセルホテル東急「リコモテ」
3. 次第

乾杯 近畿支部馬場副支部長
挨拶 森支部長
歓談

講演報告

No.583 白井 正

テーマ：ISMS・個人情報保護とシステム監査
副題：最近の日本でのコンプライアンス問題事例と当社ISMS構築・個人情報保護管理体制構築ノウハウとの結合
講師：当協会理事、株式会社日立情報システムズ 参与 システム監査室長 一村 義夫氏

経済産業省主導のISMS認証制度がスタートして早一年を経過したが、未だに情報セキュリティあるいは個人情報漏洩に係る事件が後を絶たない。このような状況下において、ISMS・個人情報保護ビジネスの最前線で活躍されている立場からISMS・個人情報保護の制度・施策の概要、最近発生した事件・事故の分析、ISMS・個人情報保護管理体制構築と監査の実践等を中心に、一村氏の所属される(株)日立情報システムズの体制等を交えてお話しいただいた。

<講演要旨>

1. 情報セキュリティを取巻く動向

国民、行政、企業等の顧客の関心は、住基ネットとプライバシー保護、個人情報保護、コンピュータ・ウィルス問題、委託先を含めた組織内での不正等を中心に益々高まっており、情報セキュリティに対する要求はいつそう厳しさを増している。

これは、1995年5月の京都府宇治市住民基本台帳データの大量流出・売買事件、2002年12月の福島県岩代町住民基本台帳データ盗難事件、2003年3月の宮城県仙台市個人データ紛失事故等の事件・事故のほか、頻発する個人情報データ流出事故等が背景にある。それらの事件・事故は、システム構築・運用あるいはデータ管理に係る自治体、住民、業務受託企業と従業員他に対し、多大な被害をもたらす。

このようなISMS・個人情報保護に対する関心の高まりに対応して、経済産業省は、1981年の安全対策認定制度創設に始まり、1998年プライバシー・マーク制度、2002年ISMS認証制度を順次立ち上げ、最近では2003年4月に情報セキュリティ監査制度の運用を開始した。

また、総務省でも住基ネット上の個人情報保護対策として保有する情報の限定、住民票コードの利用制限、外部からの侵入防止等にかかわる様々な対策を矢継ぎ早に講じている。



2. ISMS・個人情報保護管理体制構築と監査の実践

ISMS・個人情報保護体制の構築に際して重要なことは、役員・従業員全ての関係者の意識をどうやって正しい方向に向けるかということである。当社の長年の実践経験から、どの職場にも存在する情報セキュリティ、環境保護、安全衛生、防火・防災、リスク対策、トレードシークレット等に係るリスクへの対応は、それぞれ別々の課題として取組むより、共通課題として総合的に取組む方が有効であり、実効性を高めると思われる。そしてそのキーとなるコンセプトは、結局は「職場において整理、整頓、清掃、清潔といった、ごくごく基本的な心構え・行動を浸透・実践しなければ、それぞれの課題の解決は覚束ない」という結論に帰結する。

また、ISMS認証基準で要求する監査は、PDCAモデルにおけるCheckプロセスとしての監査であり、対象とするISMSの認証基準、法令等に対する適合性・準拠性や継続的改善状況のチェックだけでなく、経営者への積極的な意見具申が要求される。

なお、監査活動・監査品質のレベルアップのためには、先ず監査専門家の育成が重要であり、監査テーマにより業務やITの専門家を監査チームに機動的に参加させる仕組み、例えば支援費負担の予算措置などが必要である。

また、監査自体のIT化や被監査部門に対して負担の少ない監査という点に配慮したり、被監査部署に対する啓蒙活動、改善支援等を行えば、監査のスピード・有効性のアップと組織内の定着が一段と促進される。

<質疑応答>

① 市町村の場合、ISMSに係る能力の問題や組織的な問題があるがどのように対応すべきか。

回答
能力面では外部専門家が支援可能であるが、組織面については難しい問題もあるかも知れない。しかし、自他の事件、事故を教訓に解決されると思われる。

② 情報システム監査、ISMS、情報セキュリティ管理等の関係については、どのように説明すればいいか。

回答
ISMSがすべての概念をほぼカバーすると考えているが、分かりやすい俯瞰図を示す必要がある。

以上

No.947 梶川 明美

テーマ：「実践システム監査論、自治体他」

講師：有限会社山口システム監査

代表取締役 山口 芳彌 氏

<講演要旨>

1. はじめに

実際にシステム監査をやってみてシステム監査は何かということについて考えるに、業務監査だという結論を得た。そういう認識をもってシステム監査に取りかかるべきである。

自治体で、都道府県・政令都市・中核市は、包括外部監査を義務付けられているが、この包括外部監査というのはまさしく業務監査である。業務監査の中で特にシステムを使っている部分についてはシステム監査が必要である。

システム監査とよく混同されるのが会計監査であるが、システム監査と会計監査は全く別の監査である。会計監査は法定であるから規制力がある。監査基準の会計基準は、実質法であるから監査する方も受ける方もきちんとこれに準拠していなければならない。これに対してシステム監査基準は単なるガイドラインであり、監査ニーズに応じて適切なものを適宜使う必要がある。

2. システム監査の実例から

(1) 東証一部上場流通業

会長ニーズは「わが社ではコンピュータが非常に有力な事業の支えになっている。コンピュータに問題が起きたら経営に大きな打撃を受けるだろう。そういう危険性があるのかわからないのか、あるとすればどこにあるのか、それをどうやって回避すればいいのか教えてほしい。」というものであった。社長ニーズは「同業他社と比べてコンピュータシステムが遅れている。レジでクレジットカードが使用できず、サービスカウンターでの手作業である。問題点と解決方法について教えてほしい」であった。この監査にはもちろんシステム監査基準を参照したが、それだけでは済まなくなった。

ヒアリングの結果、電算部門の管理職が会社の事業についてくわしく把握していなかった。大きな原因の一つとして、まず、業務分掌規定の書き方がよくなかった。また、経営者が電算部門に「会社はシステム部門に何を求めているか」等の話をしたことは一度もないということ

あった。勿論、システム監査であるから、技術的な部分についてもドキュメント等をはじめ様々な指摘をした。社長から「以前受けた監査の報告書は、専門語が多く、コンピュータの専門知識のない私にはわからないものであった。しかしあなたの報告書は最後まで読めた。耳の痛いことも書いてあったが、思い当たることが多く、ぜひ改めたい。ついでには当社の常務会でも要約を報告して欲しい。」という電話をもらった。その後、この監査の窓口をつとめた監査役から、基本的に、報告書のとおり実践しており、見違えるほどよくなったという話があった。

(2) B地銀

システムは100パーセント子会社の系列企業が運営をやっているので安全性について、監査してほしいという依頼。システム監査基準の他、FISCのシステム監査指針や電子計算機安全対策基準も参照した。

(3) 中堅会社2社

10何年コンピュータシステムを運用している。ある月の損益が翌々月にならないと出てこない。せめて翌月の10日前後に出せないか。

監査の結果、売上、在庫、経理を別々のサブシステムで処理しており、個々に締めるので時間がかかっていた。入力したら全てがすぐ計算できる大福帳のようなシステムになっていないとだめだと説明した。

(4) A自治体

いろいろな事業をやっており、巨大なシステムが動いている。包括外部監査はガイドラインがきびしく、例えば、問題だとわかってもすでに担当が認識している場合は指摘してはならない等定められていた。また、被監査自治体は地方自治法により、監査報告書を開示しており、指摘事項の解決状況も報告している。

自治体の監査で注意すべきことは、自治体の業務は全て法令がらみであり、各種監査基準もさりながら、まず、監査対象業務の関連法令を充分理解する必要がある。

(5) 新聞社

工場管理システムの監査

(6) 証券会社

ホームページで株の売買をしていたが

ハッカーにコピーされ、インターネットに掲載される事件があり、金融庁の承認と指示でシステム監査をした。ホームページ作製の委託会社の体制に問題があった。客観的事実を積み上げて報告書を作成した。金融庁指示で、継続システム監査契約を結び半年毎に監査している。

この監査で、同社各支店の個人情報漏洩対策を調査した。色の違うごみ箱が2つあって、個人情報が記載された紙は黄色のごみ箱にいれているということであった。一般用の黒色のごみ箱のごみを調べると個人情報が記載された紙がはいっていた。メモ用紙として使う使用済みの紙の中にも個人情報が記載されている紙があった。システムの必要以外のデータはコピーや印字出来ないような措置がとられていたが、コンピュータシステムの監査だけでは駄目で、システム監査基準にもあるように、入出力データの状況までも監査する必要がある。もし個人情報が漏れたら、監査人も責任を問われる。この会社は金融関係業なので、金融関係の法令、規則等をまず理解し、システム監査基準だけでなく、FISCのシステム監査指針も参照した。

(7) B自治体

B自治体は監査目的として、「入札をIT化し、公正性の確保と入札事務を簡素化をはかりたい。」等を開示している。入札システム構築について発注側の自治体の体制と受注側の企業の開発業務全般を監査した。

以上で判るように、システム監査ニーズは千差万別であり、いつもシステム監査基準にのみ従ってはいは依頼企業のニーズに的確に応えた監査はできない。

3. まとめ

システム監査の本質は業務監査であり、対象範囲はかなり広く、バリエーションがある。このため、先ずニーズを確認することが大事である。ニーズを確認した上で効率的な監査手順・手法、準拠する監査基準、FISCシステム監査基準や電子計算機安全対策基準を選定する。監査対象団体、企業によっては、法令に準拠することも大切である。例えば、自治体の監査は法令との関係が非常に深い。従って自治体の監査をするときは関連する条例などを押えておく必要がある。そういう点からも、自治体等の官

公庁の監査は大変である。

更に、システム監査人は経営管理について十分な知識を持っていないといけない。

1つの組織の長に対して理解できる形で監査報告書を出すことが大切である。といって大雑把なことを書くのもいけない。訓練しないと

いけない。監査人は独立していないといけない。システム監査人が被監査側の秘密が保持できないようではいけない。又、システム監査主体は、将来にわたって被監査企業と競合会社になる可能性があってはならない。実際に、被監査企業から、システム監査人に独立性、中立性を要求した事例にいくつか遭遇している。

<質疑応答>

幅広い監査をするための秘訣について教えてください。

直感が大切である。現場を見て何が問題か、直感的にすぐわかることが大切。訓練をしているとできるようになる。パラバラとヒアリングした結果を総合化する直感力が大切である。結局、細部までこまかく見て時折大きく総合的に見る。ということを繰り返すことではないかと思う。視野を広げるため、できるだけいろいろなところを見に行くことが肝要。

<感想>

山口氏がシステム監査の実践により体得された監査の勘所をわかりやすく解説していただいた。私が内部監査を通じてぼんやりとイメージしていたシステム監査=業務監査(システム設計=関連業務最適化設計)ということについても明確に解説され、大いに共感できた。また、あらゆるシステム監査に対応できるシステム監査人の勘所についても説明いただき、今後の自分の課題としたい。

以上

No.33 坂井 敏之

テーマ：「ITボランティアと電脳山田村」

講師：(株)富山県総合情報センター

特別参与 笈田悦造氏

<講演要旨>

松井選手はNYヤンキースで大活躍しているが、その練習用バットの手元は滲んだ血で赤く染まっている。また、氷川きよしは毎日のハードスケジュールにも関わらず、自分の歌った曲の録音を必ず聞き返している。何事にも大成するには人知れぬ努力が必要である。本日お集まりのシステム監査技術者の皆様も、合格率数%の資格試験の難関を突破されてきた方々であ

り、そのためにたいへんな努力を行なってこられたものと思う。是非今後の情報化社会にあって、その資格を十分活かしていただくよう期待したい。

私は今から40数年前県庁に入って、初代システム開発係長として県のコンピュータ導入に携わってきた。当初は給与計算・経費管理など初歩的な業務を行なってきたが、序々に高度な役割を担うようになってきた。その中でシステム思考の大切さを学んできた。

現在進んでいる地球的規模の情報システム化においては、インターネットの情報網は血脈として、またそこに流れる情報は血液として捉えることにより、世界の情報化があたかも一人の人間として、個々の機能(人間で言えば手足、内臓等)が有機的な連携のもとに発展していくものと考えている。情報化社会とは地球全体が有機的なつながりのもとで機能していく社会であると言える。

また、従来機械的・物理的な単純業務・大量処理機能の発揮を主眼として発展してきたコンピュータシステムが、インターネットの普及に伴い人間的な感性にたよる比重が増してきている。今までは科学の分野として理科系の人間が主体として携わってきているが、今後の適切な発展においては、哲学・心理学といった文科系の人間の能力・経験との融合が重要となってきている。ハード・ソフトそしてシステム監査技術を含め、それぞれの機能が有機的なつながりのもとで発展していくことが情報化社会の目指している姿である。その適切な発展に貢献していただくのがシステム監査技術者の大切な役割であり、重要な責務ではないかと考えている。

その際、問題となるのは日本の封建的な縦割り社会の有り様である。そのルーツは江戸時代にまでさかのぼることができるが、縦割り社会は一方で日本の戦後高度発展には有効であった。それぞれの分野で親分・子分の関係のもとで中身を極めていくには大きな効果があったが、情報化社会では障害要因である。インターネット社会の推進に際しても例えば旧通産省と郵政省の対立があり、総合的な判断のもとでの適切な発展が進んでいないのではないかと感じる時がある。現在進めている構造改革の中で、いろいろな方面でその是正の進展を期待したい。

元東大学長の有馬さんは有名な俳人でもある。物理学が専門でもある有馬さんによると原子核の内部は物質が規則的に整然と並び、限りなく美しいものであり、これは俳句の美しさ、奥深さと相通じるものがあるとのこと。情報化

社会も同様ではないかと考えている。社会を構成する多くの要素の有機的なつながりのもとで、より美しい発展を期待したい。

先日、メキシコ政府に招かれて山田村電腦塾の講演を行ってきた。その講演の合間で日本の歌である「荒城の月」を紹介したところ、参加者は興味をもって聞いてくれた。たまたま以前にその歌を深く学ぶ機会があったもので、人間の知識はどこで役立つかわからないものである。皆さんのシステム監査能力ももちろん情報システムの中で発揮される知識であるが、今後の人生のさまざまな機会においてもぜひ有効に使っていただきたい。

現在、私は山田村電腦塾のお世話をしているが、全国的に知られここまで発展してきた背景にはボランティアの活躍があったからにはかならない。地域の情報化には住民の教育が重要でありその講師として、また自治体・諸団体との円滑な交流・連携においても重要な役割を担っている。その全国組織として「全国地域情報化ボランティア協議会」が結成され、さまざまな分野で活躍いただいている。今後の活動に期待したい。

以上

記念総会に参加して

No.1195 山田 隆

富山駅から会場への道は高校時代に3年間通った通学路で、私には懐かしい青春時代を思い起こさせてくれた。記念総会は日本システム監査人協会幹部のご指導と北信越支部の幹事の方々の多大なご努力によって、無事滞りなく開催され大成功でありました。会員の一人として感謝申し上げます。

総会では、来賓のご挨拶に続く記念講演会で、一村理事、山口理事から、豊富な経験に基づくシステム監査に関する貴重なご発表があり、個人情報保護やISMSに関する最新動向や、実際のシステム監査業務の取り組み方法、顧客、特に社長さんに代表される経営陣とのコミュニケーションのあり方など、大変参考になるお話を聞くことが出来て有意義であったと思います。東京では、このような講演を聴講する機会はあるけれども、地方では、あまり多くないのではないかと思いますので当日参加されていた多数の一般の参加者にとってもよかったのではないかと思います。

私自身、ISMSの主任審査員として各企業のISMS審査を行っておりますが、経営陣の方々とコミュニケーションは非常に重要なポイントでありまして、会社組織全体の取り組み状況を把握するためには必須です。また、会場からは、システム監査とISMSやセキュリティ監査などの関係に関する質問もありまして、私にとっても重要な問題で有意義でした。

支部の発足は今後の継続を意味します。ある意味ではPDCAサイクルのDが始まりました。北信越支部はシステム監査技術を高めるため中央の最新動向や監査技術を吸収・活用することは重要であると思います。しかし一方、地方におけるシステム監査には中央にはない何かが求められるのではないとも思われます。今後は微力でも精一杯頑張って支部の発展の手伝いが出来ればいいなと思いました。

No. 64 高瀬 清春

森広志さん、梶川明美さんが根回ししてこられた準備委員会に 5月10日から参加させていただきました。その後も忙しくてなかなかお役に立つことができない内に、坂井さん、伊藤さん、尾島さんもフル回転されて、講演レジメのパソコンプロジェクター原稿や、案内パンフレット、会員名簿、出席者名簿、設立趣意書・支部会則、活動計画、予算書、後援依頼書から司会原稿まで、段取りよくできあがっていくのには驚きました。

この勢いなら北信越地区でのシステム監査実践セミナーの開催も採算がとれるか心配ではありますが、何とか開催できそうな気がしてきました。

6月28日は、朝起きたときは雨でしたが11時に家を出る頃には晴れていてほっとしました。

午後1:10~1:50で予定通り設立総会が終わり、祝電披露の後2:00から記念講演会が始まりました。最初に来賓挨拶を県経営企画部情報政策課の井上課長補佐と富山県情報産業協会会長の野寄勉さんをお願いしましたが、それぞれシステム監査に期待する内容の挨拶で、講演の前にふさわしい内容でした。

記念講演は、

一村義夫本部長理事

【ISMS・個人情報保護とシステム監査】
60分

山口芳彌本部長理事

【実践システム監査論、自治体他】 60分
発田悦造特別参与

【ITボランティアと電腦山田村】 40分

それぞれ個人の見解を体験をふまえて具体的に話されました。その後 会場を移動しての設立記念パーティには 講師や一般受講者も参加して 5:30~7:40 楽しく懇談しました。

久しぶりに充実した1日を楽しく過ごすことができました。快く貴重なお講演をお聞かせいただいた先生方、中部支部、近畿支部の皆さん、準備委員の皆さん、ありがとうございました。

No. 1019 山本 智

設立総会当日はカメラマンの役を仰せつかり、デジタルカメラ2台と三脚を手に会場に向かいました。場所は富山県庁から歩いて数分の「サンシップとやま」。ガラス張りの変わった建物で、知らない人には必ず「あれは何?」と聞かれます。準備の関係で11時集合のはずでしたが、定刻がすぎても森支部長(この時点ではまだ予定ですが)をはじめメンバーが揃わず、梶川副支部長(同前)もあせりだした頃に、実は会場の会議室で準備が行なわれていた事が分かり、めでたく合流となりました。既に机の配置や、伊藤さんによるプロジェクターの準備などが終わりかけている状態でした。梶川副支部長は、急ぎよ録音のためのレコーダーの手配をされ、白井副支部長がマニュアルを見ながら使い方をマスターし、録音状況のテストをしておられる一方で、坂井さんが盛んに司会進行のチェックを行なっておられました。12時を過ぎたころには、森支部長の心づかいで、尾島さんが富山名物の「ますの寿司」を買出しに行かれ、みんなで腹ごしらえをしました。そうこうするうちに来賓の方々もお見えになり、あちこちで名刺交換が行なわれ、無事定刻に総会がはじまりました。

私は、仕事の関係で、事前準備にはほとんど参加する事ができなかったのですが、上記の様な裏方(?)の準備作業の支えがあって、北信越支部が設立された事を記憶にとどめたいと思います。みなさんお疲れ様でした。これからも裏方作業をがんばって、北信越支部を発展させましょう。

第96回月例研究会報告

No.526 富山 伸夫

開催：平成15年5月27日(火)
場所：東京労働スクエア601号室
講師：経済産業省商務情報政策局
情報経済課 課長補佐
村上 敬亮氏
演題：「商品トレーサビリティの向上に関する取組状況」

はじめに

経済産業省が農林水産省及び国土交通省と協力し、関係業界の識者を招集して、「商品トレーサビリティの向上に関する研究会」を持ち、電子タグコードの標準化に取組み、その中間報告が出されていると聞き、その最新状況を当の担当である村上課長補佐から講演して頂くことになりました。

出席者は61名でした。

<講演要旨>

I. 背景

最初に「商品トレーサビリティの向上に関する研究会」が行われた背景について説明があった。

1. 商品の追跡管理についてのこれまでの取り組み

従来、商品の追跡管理手段は、POSなどに見られるように、基本的には「一次元バーコード」に限定され、情報量に制約があった。その使用方法は、製造段階、運送段階、流通段階でそれぞれ異なるバーコードを用いて、業界ごとに分断された商品管理で足りていた。

2. 商品の追跡管理についての新たな展開

近年、この商品の追跡管理をめぐり大きな変化が見られるようになった。

(1) ニーズの変化

① 社会的ニーズの変化として他所様のためにコードをつけなければならない状況となった。

- ・ 食肉、青果物などについて産地・製造・流通履歴を確認したり、食品事故の際のリスク管理とか賞味期限管理など。
- ・ 電気製品などのリサイクルのため、使用素材情報の登録管理
- ・ 自動車などで、修理や交換部品の履歴情報を記録・管理
- ・ 書店や宝飾店などでの盗難管理やCDレンタル履歴管理など
- ・ 高級ブランド品について偽ブランド品の流通防止

② 効率性を求めるニーズとしても特定の企業を超えたものが出てきた。

- ・ 検品や棚卸などの在庫管理作業を合理化・省力化するため、アパレル業界で実証実験。
- ・ 消費者が手にした商品がどれかを詳細に管理する顧客志向型マーケティング。
- ・ メーカーと協力会社間でカンパシテム高度化による部品在庫の合理化。

(2) 利用しうる技術の変化

こうしたニーズを可能とするものとして、近年、「電子タグ」(無線でデータを読み書きできるアンテナ付きのICチップ)や二次元コードが急速に進歩している。これは管理する情報量の制約が大幅に緩和されたこと、コストが低減(100円以下)して実用の射程範囲になったことがある。更に追加情報の書込みが出来るものや離れたところから読み取って読取りコストと時間の削減可能なものもある。

3. 克服しなければならない課題

電子タグの実用化は、以上のように社会的にも非常に有益であるが、次のような課題が残されている。

第一に、商品の追跡管理が農業、運輸業、製造業、流通業といった個々の業界を越え、農林水産省、国土交通省、経済産業省といった省庁の所管区域を越えた一気通貫性が必要である。

このため、新たな技術が実際に活用される前の現段階において、少なくとも個々のデータを相互に読み書きできるよう、コード体系の標準化が必要である。

第二に、「電子タグ」については、コストが充分下がっていると言えない状況なので、スケールメリットが出るよう普及させるためにも、最低限の標準化が必要である。

以上のような課題を検討するために、先の研究会が発足し、中間報告として次のような提言をおこなっている。

II. 「商品トレーサビリティ」の向上に向けたルール及び環境の整備

1. 共通化すべき取り組み(デジュール的なもの)

(1) 基本的な考え方3原則

- ① 業界の壁を超えた大同団結を図るとの観点から、異なる業種の商品を扱う流通や消費者にとって共通に扱えるものとする。(業索性)
- ② 国際的に通用するものとする。(国際性)
- ③ これまで商品に付してきた既存のコード体系を極力そのまま活用できるような体系を考える。(互換性)

(2) 業界横断的なコードの標準化

コードの標準形を決めておく。

商品識別用コードに関する標準規格

{発番機関コード-企業コード-品目コード-シリアル番号}の形となる

① 識別子の共有

それぞれのコードのデータ長は特段定めず、必要に応じて共通の識別子(上の一符号)挿入。ISO15418の識別子を活用。

② 発番機関コード

ISO15459のJACコードを活用。
JAN, CII, Duns等がある。

2. 可能な限り共有すべき取り組み(デファクト的なもの)

(1) 個々の業界であれば、商品履歴情報の内容や管理方法の共通化の検討が可能である。このため、各業界毎に、討議する場作りを推奨する。

取り組みを行うべき主だった分野として次の例がある。既に様々な業界で実証実験が行われている。

- ① 流通・物流の観点から横割的検討
- ② 個別商品毎の特殊性を踏まえて検討
 - ・商品管理、開発の効率化
書籍/雑誌、アパレル、高級ブランド品、日用雑貨
 - ・消費財における安心・安全
牛肉など、医療機器資材、化粧品/医薬品
 - ・品質保証/リサイクル
自動車、家電、鉄鋼、建材/住宅/住宅設備

(2) データベースの構築

各業界で作成した雛型を、業界横断的に一つのデータベースに集約し、相互に参照出来るような仕組みを確立する。また、電子タグの規格に関する情報を網羅的に整理した技術情報を一元的に提供する。鉄鋼業界では、日韓共同で厚板のミル情報をデータベースにして利用するため、共通のデータモデルを作成し、従来の取引慣行を見直す動きが出ている。

III. 個人情報の保護について

電子タグにより、詳細な情報が記録・保管されるようになると、その中に個人情報が取り込まれ、個人情報保護が損なわれる恐れがある。そこで個人情報の定義やその取扱いについて検討した。

(1) 個人情報の定義

「生存する特定の個人を識別することができる情報」は個人情報に該当する。ただし、事業者の情報や、単に当該商品の生産地や品種等が記載されているもの、消費者の趣味／嗜好や購買履歴、家電等の使用履歴、など個人の特定に結びつかない情報は、個人情報に該当しない。

(2) 個人情報の各商品への添付

電子タグに個人を特定できる情報を記録する場合には、予定していない第三者に簡単に読まれたりコピーされたりすることのないよう、あらかじめセキュリティ対策を講じておく必要がある。

電子タグ等が安心して社会に受け入れられるためには、安価なタグに個人情報そのものを添付することは、更なる技術進歩を待った上で行うことが適切である。

経済産業省としては、電子タグの実用化が国際競争力の確保にもなるので、本年度を普及元年としたい。各業界毎に対し、雛型を作り利用価値が見込めるところでは、実証実験をやって下さい、と申し上げている。今は、あちこちに宣伝して、小さく囲い込まずに大きく育てることに注力している。

< Q & A >

Q：トレーサビリティシステムは、どの辺りまで広げようとしているか

A：食品は、法規制に伴うもので特殊であるが、夫々の業界でまじめに考えて呉れている。アパレル業界や住宅資材関連業界も盛り上がっている。一方どのような場で相談すべきか分からないといったケースもある。自発的に集まった感度のいい業界として、自動車工業会や自動車部品工業会などが動いている。

経済産業省は、これらの御用聞きに徹し、規制があれば、解決に動くことにしている。

Q：業実性といわれるが、省際(省庁間)の協力具合はどうか

A：農水省は、困っている面があり極めて協力的だ。国土交通省は、中の業界が様々で難しい。運送業者(トラック)とロジス

ティック業者(荷主)で物流コストの見方が違うので、戦略的対応に差が出てくる。

ほかに、無線周波数帯が携帯電話のそれと同じ900メガヘルツを使うのが、日米で規制が違う。コンテナのシールに電子タグを入れて、港湾荷役に便益とするのが、このままでは日本の港湾の地位低下に益々拍車をかけてしまいかねない。

Q：アメリカや中国の動向はどうか

A：アプリケーションニーズの多さは日本がずば抜けている。日本にISOへ提案しろと言って来ている。航空業界など業界標準コードに対し理解が早い。

(感想)

この講演を聴講したせいか、最近新聞紙上で電子タグを使った応用事例を多く目にする。この研究会の面々が各方面で推奨した成果なのかと納得である。個々の企業の枠を超えて共通の目的を効率よく達成するために、こうした情報技術を使うと言うことは、正に社会改革の一助になって行くのではと思われる。

第97回月例研究会報告

No.9 蓮見 節夫

テーマ：「個人情報の保護に関する法律について」

講師：筑波大学図書館情報学系

助教授 新保 史生

日時：2003年7月14日(月)

場所：労働スクエア東京601会議室

個人情報の保護に関する法律が、本年5月23日に成立し、同月30日に公布されました。本法の制定によって、我が国の個人情報保護制度も諸外国に引けを取らない法整備を完了し、ネットワーク社会の進展とともに、個人情報の取扱いについて、その有用性に配慮しつつ適正な取扱いを行うことが義務づけられる成熟した個人情報保護社会の到来を迎えようとしています。

今回の研究会では、本法が求めている個人情報の適正な取扱いの具体的内容について、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務を中心にお話いただきました。

< 講演要旨 >

1. わが国の個人情報保護制度の沿革

2. 個人情報保護法提出の背景

「個人データ処理に係る個人の保護及び当該

データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」の採択に始まる。

3. 個人情報保護関連五法案提出までの経緯

4. 修正個人情報保護関連五法案

第156回国会提出法案

- ① 個人情報の保護に関する法律案
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
- ④ 情報公開・個人情報保護審査会設置法案
- ⑤ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

5. 個人情報保護関連五法の成立

2003年5月23日成立、同30日公布された。

6. 個人情報保護制度の全体像

個人情報保護法は民間部門を対象としている。他の4法は公的部門を対象にしている。

7. 民間部門の個人情報保護制度

一般法として、個人情報保護法が成立した。

他に、

特別法として(個人情報保護に関する条項を持つ)

- ・派遣事業法
- ・職業安定法
- ・貸金業規正法
- ・割賦販売法
- ・刑法
- ・不正競争防止法

第三者認証制度として

- ・プライバシーマーク制度(JIPDEC)
- ・JIS Q15001個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項
- ・(財)日本データ通信協「個人情報保護登録センター」

ガイドラインとして

- ・放送における視聴者の加入個人情報の保護に関するガイドライン
(郵政省放送行政局長)
- ・発信者情報通信サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン
(郵政省電気通信局長)

- ・個人情報の保護に関するガイドライン
(電子商取引推進協議会)
- ・民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン
(電子商取引実証推進協議会)
- ・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
(郵政省)
- ・金融機関等における個人データ保護のための取扱指針
(財)金融情報システムセンター)
- ・疫学研究に関する倫理指針
(文部科学省、厚生労働省)
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)

今後、情報通信分野、金融・信用情報分野、医療情報分野で、個別法を作ることになっている。

8. 個人情報保護法とプライバシーマーク制度

個人情報保護法の要求基準は個人情報取扱事業者の義務を定めており、最小限の常識のレベルといえる。プライバシーマーク制度はさらに高い要求水準にある。

個人情報とプライバシーは必ずしも同じことを意味しない。個人情報は①公知、②非公知(資格、職業、所得、健康状態、学歴、趣味など)、③機微(思想・信条など)を意味するが、プライバシーは①位置情報、②私生活情報を含む。

個人情報保護法においては、漏洩、不正利用、不正取得、監督責任、第三者提供に関して主務大臣の関与が認められている。

9. 個人情報保護法の目的

個人情報保護法の目的は、第1条で「個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とこと、「個人情報を取り扱う事業者の順守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定められている。

問題の背景としては、

- ① 自分の個人情報が不知・不識のうちに利用されているという不安
- ② 個人情報の漏洩や不正利用の頻発
- ③ 情報技術の発達に伴う大量の個人情報の利用機会の増加
- ④ 個人情報のネットワーク利用の一般化がある。

法では、個人情報の利用と保護のバランスを取ろうとしている。利用については、利用目的には特に制限を設けず、原則として同意は必要ない。保護については、利用目的の通知・公表、セキュリティの確保、第三者提供の制限、本人関与・苦情処理を定めている。

10. 国及び地方公共団体の責務等

第14条において、国及び地方公共団体の協力を定めている。国の責務は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定することとしている。地方公共団体は、地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定することとしている。

11. 個人情報の保護に関する施策等

政府は、個人情報の保護に関する施策等を定めることとしている。この施策等の作成・付議を国民生活審議会に委託している。

個人情報保護に関する基本方針として法では次の内容を定めている。

1. 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
2. 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
3. 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
4. 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
5. 個人情報取扱事業者及び第40条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
6. 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
7. その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項



地方公共団体では、国の支援をえて、①保有する個人情報の保護、②区域内の事業者等への支援、③苦情の処理の斡旋等を行う。

12. 定義関係

個人情報とは：

- ① 生存する個人に関する情報
- ② 特定の個人を識別できるもの
(他の情報と照合することによって識別できる場合を含む)

個人データとは：

個人情報データベース等を構成する個人情報
個人情報データベース等とは：

- ① 検索することができるように体系的に構成したもの
- ② 自動処理(コンピュータ処理)されたもの
- ③ マニュアル処理(政令で定める処理)されたもの
- ④ 一定件数以上(政令で定める)の個人データの集合

個人情報取扱事業者とは：

- ① 個人情報データベース等を事業の用に供している者
- ② 次を除外する 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、政令で定める小規模事業者等

保有個人データとは：

一定期間以上(政令で定める)保有している個人データ

13. 個人情報保護法への対応にあたっての基礎知識

14. 個人情報とプライバシーの関係

15. 個人情報取扱事業者の義務

個人情報に関して：

- ① 利用目的の特定、利用目的による制限(15条、16条)
- ② 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等(17条、18条)
- ③ 苦情の処理(36条)

個人情報データベース等に関して：

- ① データ内容の正確性の確保(19条)
- ② 安全管理措置(20条)
- ③ 従業者・委託先の監督(21条、22条)
- ④ 第三者提供の制限(23条)
- ⑤ 保有個人データ事項の公表等(24条)
- ⑥ 開示、訂正等、利用停止等(25～27条)

- ⑦ 理由の説明(28条)
- ⑧ 開示手続、手数料(29条、30条)

16. 利用目的関係

利用目的の特定：

個人情報取扱事業者は、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

目的外利用は、あらかじめ本人の同意が必要となる。

目的外利用の例外として、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進、④公的事務の遂行、が認められている。

利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で、認められるが、本人の通知・公表が必要である。

17. 個人情報取扱事業者が特定すべき利用目的とは

18. 取得関係

19. 管理関係

個人情報取扱事業者は、次の義務を負う。

- ① 安全管理：個人情報の適正な保護に必要なセキュリティ対策の実施
- ② 従業者の監督
- ③ 委託先の監督責任
- ④ 保有個人データの管理

20. 第三者提供関係

21. 保有個人データの公表

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次の事項につき本人の知りえる状態に置かなければならない。

- ① 当該個人情報取扱事業者の氏名または名称
- ② すべての保有個人データの利用目的
- ③ 開示、訂正、削除の手続き、手数料の額

22. 保有個人データの利用目的の通知

23. 保有個人データの開示

本人から開示の求めが合った場合、本人に遅滞なく通知する。(例外あり)

24. 保有個人データの訂正等

25. 保有個人データの利用停止等

26. 手数料

27. 苦情の処理

28. 今後予定される動き

以上

システム監査実践セミナー(第11回)報告

No.1060 太田 香

はじめに

去る5月24日(土)、25日(日)に岐阜県大垣市において事例研究会主催のシステム監査実践セミナーが開催されました。当日は天候にも恵まれ、お申し込み頂いた全ての受講生の方々、講師、および中部支部の方を含め合計28名の参加を得て、無事に終了いたしました。

以下にシステム監査実践セミナー、今回の状況、さらに今後の予定をご報告させていただきます。

1. システム監査実践セミナーについて

1.1 開催の経緯

事例研究会が主催する本セミナーは、平成8年11月に協会の10周年行事として開催されたのが始まりです。システム監査を経験する機会がない方、また継続的に経験できない方の実務能力の維持、向上を目的とした本セミナーは、以降、継続的に開催され、今回で第11回を迎えるに至りました。

1.2 セミナーの特徴

本セミナーは事例研究会が「システム監査普及サービス」として実際にシステム監査を実施した事例を元にして構成されています。被監査企業に対してはセミナー教材として使用させて頂く旨の承諾を頂いておりますが、守秘義務遵守の観点から、実際の組織名等は改名してテキスト化されています。この、事例を元にしたテキストを使用して、実際には4～6ヶ月かけて行われた外部監査を1泊2日に凝縮して体験して頂きます。

当日は受講生同士で監査チームを作り、外部監査の実施手順に則した課題演習を行うことが中心となります。そのため、「講義」のみのセミナーとは違い、極めて実践的なセミナー

となっています。また、この監査チームを通じて、様々な分野の方と交流を深めることができます。

さらに、本セミナーの修了者は、公認システム監査人認定のためのシステム監査経験(6ヶ月のみなし経験)としてカウントされるので、受講される方の半数以上が「勉強」、「実務の準備」に並んで、「経歴」を目的の一つとされておりま

1.3 セミナーの形式

実践セミナーにおいては、被監査企業の資料を開催前に配布し、事前に熟読して頂きます。その資料から予備調査対象項目リストを事前学習として自宅にてそれぞれ作成し、セミナーに臨んで頂きます。

当日は、演習方法の説明等の講義を受けて頂いた後、受講生で監査チームを作ります。そこで、事前学習にて作成した予備調査対象項目リストを持ち寄り、「予備調査項目のまとめ」からが演習課題となります。この監査チームにて、予備調査、本調査、そしてセミナーの最終課題である「監査報告会の実施」までを協業して行います。

事例が外部監査である特性上、予備調査、本調査は「インタビュー」が中心となります。このインタビューで問題点を見抜き、それを監査報告書に記載するための監査証拠として収集できるかがポイントになります。

受講される方もそれぞれの所属する組織の中では独自の経験をお持ちであり、それがチーム内で如何に発揮できるか、また、そのチームが個々人の能力を如何に発揮させられるかが、チームワークで行う作業において重要であり、それが監査報告会での完成度に繋がります。

講師は「講義」の実施や、「各チームの担当講師」として課題演習中に必要に応じたアドバイスを行います。また、本セミナーの特徴であるロールプレイングにおいて、被監査企業側の登場人物(社長や担当役員、時には現場の実務担当者など)を演じます。

2. 今回のセミナーについて

2.1 会場について

今回は岐阜県大垣市での開催だったため、中部支部の方々にご尽力頂き「ソフトピアジャパン」という会場を使用することができました。名古屋から電車で30分ほどの大垣駅より車で5分ほどの当施設は、先ごろ「構造改革特

区」として認定された所です。その中心に位置するセンタービルは地上13階建の威風堂々たるもので、その10階にある会議室を2部屋利用させて頂きました。

2.2 日程について

これまでの実践セミナーと同様、システム監査計画の立案、予備調査、本調査、監査報告書の作成を経て、最後の監査報告会の実施までを、以下のスケジュールで実施いたしました。

<時間>	<内容>
5月24日(第1日目)	
13:00~13:30	開会セレモニー ・開会挨拶、コース紹介 ・セミナー全体スケジュール説明 ・講師・受講者自己紹介
13:30~14:00	システム監査実施手順及びシステム監査基本技法解説
14:00~14:30	ケース及び演習課題説明
14:30~16:00	<課題1>監査計画・予備調査項目まとめ
16:00~16:30	監査計画発表(15分/チーム)
16:30~17:00	講師コメント(予備調査インタビューのテクニック)
17:00~18:00	<課題2>予備調査インタビュー(ロールプレー)
18:00~19:00	夕食
19:00~20:00	<課題3>予備調査結果まとめと本調査方針検討
20:00~20:40	予備調査結果と本調査方針の発表
20:40~21:00	講師コメント(本調査インタビューのテクニック)
21:00~21:20	<課題4>本調査質問事項検討
21:30~22:30	懇親会
5月25日(第2日目)	
07:00~08:00	朝食(朝食後適宜、本調査質問事項検討継続)
09:00~10:00	研修室利用開始(本調査質問事項検討継続)
10:00~11:00	<課題5>本調査インタビュー(ロールプレー)
11:00~12:00	<課題6>監査報告書作成
12:00~13:00	昼食
13:00~14:20	<課題7>監査報告会(ロールプレー) (各チーム:発表:15分、質疑:5分)

14:20~14:50 講師講評
事後課題説明
受講生アンケート記入
14:50~15:00 閉会セレモニー／解散

ほぼ、毎回踏襲されているスケジュールを今回も適用しています。実際3~6ヶ月かけて行われた監査を1泊2日に凝縮して行うのですから、課題演習中は「時間不足」といった感じが否めないのも事実でしょう。特に監査チーム内で議論に熱中していると1時間などあっという間に過ぎてしまいます。しかし、現実の監査においても「時間の制約」は常について回るので、「時間内に成果物を完成させる」というのも課題演習の重要な一部です。

2.3 教材について

今回は名古屋市に本社を置き、全国に300店舗余りを展開するドラッグストアの「店舗運営に係わる情報システムの有効性」を監査テーマとした教材を使用しました(もちろん社名、地名、人名などはすべて実際の監査のものとは異なります)。

また、事例については受講生の方々に守秘義務を遵守頂けるようお願いしております。

2.4 受講生について

今回は、北は東北、南は九州・沖縄まで全国各地からご参加頂きました。また、業種、業界も様々だったせいか、第1日目終了後の懇親会では、各テーブルにて話に花が咲いていたようです。とはいえ、受講者の過半数がシステム監査技術者試験合格者であったのは最近のセミナーでは比較的多数ではないかと思われまます。

また、定員オーバーとなり、キャンセル待ちされていた方には、誠に申し訳ありませんでした。

2.5 講師について

講師はシステム監査技法に関する説明やセミナー終了後の講評を行うほか、被監査企業の役員や従業員に扮し、予備調査、本調査にてインタビューを務めます。講師は人数の都合上、時には一人二役を演じなければなりませんので、服装、話し方などの違いを演出し、受講生に「別人」であると思われるよう、演技力にも磨きをかけなければなりません。また、今回の実践セミナーから、より有効な予備調査及び本調査を実施して頂くために、

実施直前に「講師コメント」を取り入れ、予備調査、本調査の目的やインタビュー技法について受講生の方により理解して頂き、有効な調査を行えるよう配慮しました。

今回は事例研究会の役員及び会員の中から次の6名が担当しました。また、中部支部から2名の応援を得て会場、宿泊手配、その他事務局作業などを担当して頂きました。

講師：吉田 裕孝 鈴木 実
森本 哲也 成田 佳應
沼野 伸生 太田 香

中部支部：大野 淳一 若原 達朗

3. 今後のセミナーについて

3.1 実践セミナー開催地について

通常、セミナー等は大都市圏を中心に開催されております。当セミナーも過去の7割以上は東京地区で開催しておりました。今後はさらに、全国の会員の方々に当セミナーを受講して頂けるよう、各支部の協力を仰ぎ、全国各地での開催を心がけてまいりたいと考えております。実施をご希望される支部等ございましたら事務局までご連絡ください。

3.2 セミナー教材の不足について

ITにつきましては、皆様もご承知の通り、非常に変化と発展がめざましく、これに対応したシステム監査の方法も日々変化せざるを得なくなっています。それに伴い、受講生の方からも最新技術に則したテーマについてのセミナー開催を要望されております。特に、受講生の方からのアンケートには「セキュリティ監査」の事例をテーマとして取り上げて欲しいという要望が増えてきておりますので、該当する事例について今後、調査、検討してまいりたいと考えております。

本セミナーはシステム監査を普及させるために実費のみで行われている「システム監査普及サービス」の事例を元に作成された教材を使用して実現されております。この「システム監査普及サービス」は受査された企業、団体に貢献するのみならず、当協会会員の監査能力の維持、向上にも大きな役割を果たします。最近「システム監査普及サービス」の依頼が減少しており、最新技術、テーマの事例が数少なくなっております。ぜひ、会員の皆様にも「システム監査普及サービス」の実施を依頼される企業、団体の発掘にご協力をお願いいたします。

最後に

今後、本セミナーの受講を予定されている方に向けて「受講する時のポイント」をいくつかご紹介いたします。

第一に「事前配布資料を熟読すること」。このセミナーは参加した当日だけが「受講」ではありません。事前に資料をよく読み、検討した結果をセミナー当日に発揮する、それぐらいの積りで臨んでください。

第二に「課題演習時間に常に気を配ること」。このセミナーは時間との戦いでもあります。前の課題の成果物が完成していないと遅れを取り戻すのが大変困難となります。大枠でもいいから、成果物完成を時間内に行う事を意識して課題演習に望んでください。

そして最後に「監査報告書を作成する」という観点を常に忘れないで下さい。これまでの調査が順調に進み、実りのあるものであったにしても、最終成果物はこの「監査報告書」です。監査証拠を伴い、受査側に納得のいく内容でなければ、改善実施につながりません。本セミナーは「事後課題」として受講された方それぞれに「詳細監査報告書の提出」が要求され、その合格によって「修了」となります。

皆様もぜひ一度「システム監査実践セミナー」にご参加頂き、今回受講された方々と同様、実りあるセミナーを体験してください。

最後になりましたが、参加された受講生の方々、講師の方々、そして中部支部の方々など、本セミナー開催にご尽力下さった方々にこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上

システム監査実践セミナーに参加して

No.947 梶川 明美

大きな期待とそれなりの不安を持ちながら岐阜県大垣市で開催された実践セミナーに参加しました。

支部合宿は真摯な研鑽の中にも修学旅行のような楽しさがありますが、実践セミナーは今まで参加したどのセミナーよりもプログラムの密度が濃く、緊張感の連続でした。

まず、セミナーに参加した理由には3つあります。

1つ目は、実務に近いシステム監査を経験する

ため今職場で行っているシステム監査は内部監査であり、監査目的もかなり絞られています。監査テーマの設定から監査報告書提出まで、実務に即した経験を積みたかったためです。

2つ目は、継続研修の一環として

3つ目は、SAAJ北信越支部にシステム監査実践セミナーを誘致するため

この会報がでる頃には、SAAJ北信越支部は設立しています。いずれ実践セミナーを支部に誘致し、いろいろな分野の方にシステム監査を広めていきたいと思っています。まずは体験してから、ということで参加しました。

さて、実践セミナー受講前には被監査企業のシステム構成や前提条件など、たくさんの事前配布資料が送付されます。ひとつお読み実践セミナーに臨みましたが、システムで使用している専用マシンの特性すらわかりませんでした。結果として、当該業界の中で被監査企業のシステムはどの程度進んでいるのか、システム改善の余地はあるのか全く不明なのです。わからないということは、監査報告の指摘をどの部分でやっていくかの判断すらつかないということです。日々の仕事で特殊なシステムを取り扱っているため、世間では一般的な機器とシステムであってもそれらを想像するしかなかったのです。ふだん狭い範囲の業務知識を武器に仕事をしているかということを反省しました。そしてシステム監査をやっていくためには幅広い視野が必要であると痛感しました。これを今後の自分の課題として取り組んでいきたいと思っています。

最後に講師ならびに事務局や中部支部の役員の皆様、大変お世話になりました。実践セミナーの全工程が何の問題もなく無事終了したのも、お世話下さった皆様のご尽力によるものと感謝しております。どうもありがとうございました。

<p>平成15年度第6回理事会議事録 日本システム監査人協会</p>
--

平成15年6月11日(木)18:30~20:00

於 : 三井物産(株)会議室

出席者: 小野、橘和、蓮見、和貝、岩崎
打矢、勝田、金子、木村、桜井
指田、鈴木(信)、竹下、力
山口(忠)、吉田

1. 審議事項

(1) 北信越支部設立の件

- ・地域 ; 富山、石川、福井、新潟、
長野の5県
- ・会員 ; 約30名余
- ・設立発起人代表; 森 広志氏
- ・設立総会; 6月28日の予定
- ・近畿支部、中部支部の同意書あり
- ・拠点 ; 富山

>承認された。

(2) 東北支部設立の件

- ・地域 ; 福島、宮城、山形、岩手、
秋田、青森の6県
- ・会員 ; 15名
- ・設立発起人代表 ; 鈴木 実氏、
高橋 典子氏
- ・設立総会; 6月28日の予定
- ・拠点 ; 仙台

>承認された。

(3) 新設支部への支部助成金の予備費より支出の件

- ・支部新設を承認された場合は、規定による基準により支部助成金並びに設立総会補助金(若干の金額)を予備費から支出する。
- ・助成金は3500円×会員数。

>承認された。

2. 報告事項

(1) NPO日本セキュリティ監査協会(JASA)の設立総会の件

- ・会長; 土屋範久氏(中央大学教授)
- ・副会長; 喜入博氏、和貝享介氏
- ・5月29日現在、発起人53社、後援団体8団体。
- ・SAAJは後援団体となっている。
- ・橘和副会長が設立総会に出席した。

(2) 「公認システム監査人」商標登録の件

- ・登録申請は昨年(2002)の4月に行っていたが、実施する役務(システム監査)が不明確との理由から、申請は認められなかった。
- ・6月12日に上記の役務を明確にするための補正書を提出する。

(3) ISACA東京支部総会の件

- ・6月18日のISACA東京支部総会への出席依頼を会長宛て受けている。
- ・会長が出席できないため、他理事が挨拶を行う。

(4) システム監査基準の見直し

- ・セキュリティ監査基準に合わせてシステム監査基準を見直すこととした。
- ・年度末にはパブリックコメントを出す予定。
- ・7月1日にシステム監査基準検討委員会第1回を実施予定。
- ・委員長は鳥居壮行氏(駿河台大学教授)。
- ・SAAJからは橘和副会長、本田理事が参加する。

(5) NPO法人本年度登記手続

- ・現在実施中。

(6) 募集要項

- ・5月30日付けで、7月1日から募集開始した。
- ・システム監査実務経験の認定条件Fについて、実践セミナー等の扱いをわかりやすく修正した。
- ・その他は昨年と同様で実施した。

(7) 事例研

- ① 実践セミナー
 - ・5月24日、25日に二日間コースの実践セミナーを実施した。
 - ・受講者は20名。
- ② 次回の実践セミナー
 - ・システム監査実務セミナー(4日間コース)を8月23日、24日、9月6日、7日に実施。
 - ・HP、会報で案内する。
 - ・既に13名くらいの応募を受け付けている(定員40名)。

(8) 会報

- ・ 73号を発行した
- ・ P D F 化も完了して、H P にアップ済み。
- ・ 74号の原稿締め切りは7月15日。
- ・ 一般会員からの投稿について、論文審査基準等の検討を進めている。

(9) 法人部会

- ・ 自治体へのアピールを推進中。
- ・ 北信越支部の設立総会では、一村理事が自治体向けの内容で講演を行う。
- ・ 法人会員の朝日監査法人様より、日本公認会計士協会東京会のような業務推薦制度ができないかとの提案を受け、現在検討中。

(10) 月例研究会

- ・ 月例会の講師謝礼に関する運用を一部変更する。
- ・ 理事が講師になった場合の謝礼は、従来無償であったが、3万円となる。
- ・ 協会会員が講師となった場合の謝礼は、1万円から5万円または3万円となる。

(11) 理事会の開催日程

- ・ 今後は、毎月第二水曜日とする。

以上

議長 橘和尚道
議事録署名人 和貝享介
山口忠男

<次回理事会開催予定>

平成15年7月9日(水)18:30～
三井物産(株)15階金属A会議室
(地下鉄大手町C5出口)

北海道支部だより

北海道支部 No.893 渡部 洋子

北海道も夏です。やっと半袖の季節です。光が強くなって、木々の緑も濃くなり、噴水が目嬉しくなってきました。7月の今、薔薇が満開です。7月と言えば地物のメロン、イチゴ、さくらんぼの季節です。満喫してます、もちろん食べ物を。

支部活動のご報告ですが、5月、6月も平和に勉強会を行いました。

(1)5月の研究会

5月30日は研究会、テーマは「有効性の監査とは何か?」です。プロセス改善の分野でも有名な安達さん(あだもすてさん)を講師に、有効性をどうやって監査すべきかという議論が盛り上がりしました。さすがにメンバーの関心を集めるテーマだけあって、会員10名、非会員4名の14名という多数の方にご参加いただきました。場所は(株)ドーコンさんの会議室をお借りしました。もちろんその後の懇親会もありました。

(2)6月の勉強会(ビデオ)

6月27日に、「プライバシーマーク制度について」(第93回研究会)のビデオ上映およびディスカッション勉強会を実施しました。全員でビデオを見て内容に関してディスカッションしました。ディスカッションでは個人情報保護法に関する情報交換も兼ねて、会場を追い出されるまで議論が白熱しました。会場はいつもの北海道立市民活動促進センター、参加者は会員9名、非会員4名の13名でした。ディスカッションの時間が足りなかったため、その後の懇親会でも話しが續いていました。

北海道支部も個人会員だけで18名になりました。法人会員からも地元企業のソフトコム様以外に、朝日監査法人様の札幌事務所からもご参加いただいています。他の法人会員でも札幌に拠点のあるところはぜひご参加ください。

中部支部だより

イベント参加者募集 ーその2

No.784 大野 淳一

今年は7月になってもうとうしい空模様が続きますが、それでも7月の中部支部例会には25名の参加者がありました。最近、隔月に開催される例会には常時20名以上の方が参加されます。皆さんお休みの日にいろいろとやりくりをして参加されていることを思うと、これはすごいことだと思います。

中部支部で毎年開催される合宿や各種イベントには、遠方からも多くの方が繰り返し参加されます。中部支部のいいところは家庭的な雰囲気、それといろいろなイベントがあり組織が活性化されているところであると皆さん言われます。そのいいところを感じて思わず参加してしまうのでしょうか。

今年も各種イベントを次々と開催していきます。中部支部会員はもちろんのこと、中部支部以外の会員の方もどんどんご参加ください。きっと多くの刺激を感じとることができるでしょう。仕事が忙しくてしばらく参加されていない方も、久しぶりに参加されてみてはどうでしょうか。

<5月、6月に開催したイベント>

・5月24日、25日

「システム監査実践セミナー」が岐阜県大垣市のソフトピアジャパンで開催されました。全国各地から定員の20名を超える申し込みがあり、中には遠く沖縄県から参加された方もいらっしゃいました。

・6月28日

「北信越支部設立総会&記念セミナー」に中部支部からも6名参加しました。これを機会に北信越支部、近畿会ともよりいっそう交流を深めていきたいと思っています。

<今後開催するイベント>

・9月20日

昨年に引き続き「浜松例会」を開催します。会場は静岡県浜松市の「研修交流センター」です。昨年の懇親会で味わった、冷えた地ビールを今から楽しみにしている方もいらっしゃいます。

・11月13日(または14日)

今年も「マルチメディア&VRメッセ協賛セミナー」を日本アナリスト協会中部支部との共催で

開催します。テーマは、昨年に続き「IT社会と情報セキュリティ」に決まりました。会場はソフトピアジャパンです。

・11月29日、30日

一年の総括として合宿を行います。会場も愛知県知多郡東浦町の「あい健康プラザ」に決まり、合宿委員長のもと着々と準備を進めています。

中国支部だより

No.401 大谷 完次

月例研究会も漸く定着しつつあり、会員による講演、法人会員(有限会社オフィス・あんの)の参加、非会員の参加も加わり、2桁の出席者による意見交換会もできるようになってきました。ビデオだけでなく、会員の講演のインパクトによる影響が大きいと感じています。

地方自治体では情報セキュリティに関する動きがこれから激しくなりそうで、ITCの説明会でも情報セキュリティ監査に関する説明がある予定です。本部で計画している公認システム監査人継続教育を、この流れの中で実施し、情報セキュリティ監査についての地方自治体の認識向上にも繋ぎたいと考えています。

会員の書いた本

NO.812 島本 栄光

「ソフトウェア要求 顧客が望むシステムとは」

Karl E. Wiegers著

渡部洋子 監訳(協会正会員)

日経BPソフトプレス 2003年 4800円

■要求に関する最近のトピックと本書の関係
情報システム構築、特にソフトウェア開発に携わっている人ならば、「ソフトウェア要求」の重要性は身をもって理解をしているでしょう。あるいは、「要求」を早い段階で十分に認識し、適切に管理することができれば、ソフトウェア開発における作業進捗そのものもスムーズにいき、ひいてはより良いシステム構築につながるということも、頭ではしっかりとわかっているはずでしょう。

それなのに、なかなか計画通りにソフトウェア開発が進まない。「要求」内容が複雑になっている昨今、予定通りにソフトウェア開発を行う

ことは大変困難になっているといっても過言ではない。

そこで、ソフトウェア開発を、個人の勘や経験に頼らず、できるだけ科学的に捉えていくということが、これまでも再三試みられてきた。たとえば、プロジェクト管理のPMBOKに相当するような、SWEBOKと呼ばれるソフトウェア工学の知識体系が、IEEEを中心に2001年5月に制定され、2003年6月に和訳本も発売された。

このSWEBOKの中で、第2章が丸々「ソフトウェア要求」として割り当てられている。

当然といえば当然だが、これも「ソフトウェア要求」の重要性のひとつの表れだろう。ただ、あくまでもSWEBOKは「知識体系」である。それゆえ、ソフトウェア開発の知識を整理するための道具として考えた方がよい。もう一步踏み込んだ、より実際のソフトウェア要求への対処方法を身に着けたいということになれば、今回ご紹介する「ソフトウェア要求 顧客が望むシステムとは」は、まさにおすすめの一冊なのである。

■本書の全体概観

本書では、ユーザの参加を重視して、暗黙の了解に頼らない明快な要求開発、変更に対応できる要求管理など、よりレベルの高い要求プロセスが提案されている。とはいえ、要求を実装していくための方法が科学的に淡々と羅列されているかという点、そうでもない。目次をざっと見るとわかるが、がちがちの工学専門書という風ではない。むしろ、実際の業務にフィットするように工夫された章立て、箇条書き・図表の活用など、読む人にできるだけわかりやすいよう随所に工夫が施されている。さらに、ワインバーグの名著を彷彿させるような、気の利いたコラムを織り込みながら、要求管理として行うべき内容の奥行きを広げて展開されているところなどは、心憎いばかりである。

■各章立てごとの内容

本書は全部で4部構成になっている。

まず、第1部では「ソフトウェア要求とは何か?」という疑問から始まり、「だれが、何を、何のためにするのか」といった視点でソフトウェア要求というものを明らかにしていく。特に、この中の第3章では、本書のどこに何について書かれているか説明されている。この第3章を参照すれば、本書はソフトウェア要求管理のリファレンスとしても活用することができるのである。

次の第2部は、本書のメインとなる部分であるだけに全体の6割強のページ数をあてている。まず第5章で業務要求とプロジェクトスコープを規定し、システム開発プロジェクトの中のソフトウェア要求管理の位置付けをはっきりさせている。その後、第6～8章で、主にユースケースを活用した顧客意見の発見・顧客意見のヒアリング・ユーザ要求の理解といった点について説明している。第9章では、要求定義におけるルールづけの重要性を説明し、第10～11章で要求内容をドキュメント化・図表化(DFDやERDなど)の意義を訴えている。続いて、第12章ではソフトウェアの品質属性、第13章ではプロトタイプとリスクについて、それぞれコメントを寄せている。さらに、第14、15章では要求の優先順位や妥当性の評価について触れ、第16章では特殊な要求開発の課題についても言及している。そして第2部の最後、第17章で要求とその次の工程との関連性について述べている。このように、第2部ではソフトウェア要求に関するさまざまな事項が多岐にわたって網羅的に盛り込まれているのである。

それに続く第3部では、要求管理に焦点をあて、具体的にどのように管理していくのか、変更管理はどうすべきか、要求変更の影響が及ぶ範囲を的確に追跡できるかといった観点で、留意すべきポイントが簡潔にまとめられている。

そして、最後の第4部では、第2部・第3部で説明した内容を、要求工学的なアプローチで概観している。ただ、第4部自体のボリュームは小さく、本書の中では付録程度のものと考えておいた方がよい。

あと巻末に、用語集、参考文献が細かく添付してある。必要に応じて参照しながら読むとより深く理解ができるだろう。

■本書全般に対するコメント

ここまで、本書の概要を論じてきたが、ここでひょっとしたらひとつ大きな疑問を抱かれる方がいるかもしれない。

というのは、「情報システム開発、ソフトウェア開発というものは、そもそも「要求」が駆動するものなのだろうか?」という、非常に素朴な疑問である。つまり、最初に「要求」ありきではなく、何らかの理想像のようなものがあって、その理想像と現実とのギャップ(一般に「課題」と呼ばれることが多い)を埋めていくための解決策の手段として、情報システム開発やソフトウェア開発が実施されることが本来の姿なのではないかという指摘である。

この疑問に対して、本書は明確に答えてはくれない。ただ、前提条件として、この問いかけに答えるヒントのようなものは与えてくれている。たとえば、第1章において、「要求」を「業務要求」「ユーザ要求」「機能要求」の3つの

レベルに分け、各段階における実践的な手法としている。この要求分析の中で実際の「課題」を整理しようとしているのである。この結果、「要求」への適切な管理がそのまま「課題」の抽出や分析、そして課題解決へつなげていくのである。本書ではそのプロセスを明確に示すことで、「課題解決」の手順を表現しているともいえるのである。

■まとめ

以上のように、要求管理、要求開発という面では、非常に読みやすくまた網羅的にうまくまとめられた一冊である。

最後に、監訳者あとがきの中で興味深いコメントがあったので引用しておきたい。

「なぜ「要件」ではなく「要求」なのですかとよく質問されるのですが、問題になるのは顧客の「要求」であり、それをシステムに割り振った「要件」よりも大きいレベルのものだと理解してください」この一文を読んで、なるほどと思うと同時に、これこそが「顧客の望むシステム開発という視点」をうまく表現したものだと感じた。私も、今後のシステム開発の実践において、「要求」と「要件」を意図的に使い分けてみようかなと考えている。



No.555 松枝 憲司

「図解 情報化投資効果を生み出す80のポイント」
 ー効果を見極めるためのマネジメント手法ー

出版社：(株)工業調査会 定価：2600円＋税
 著 者：小野 修一(協会正会員)

情報化コストの適正化の問題は、世の中の情報システム部長の最大公約数的悩みである。

トップからはコストの削減方針が出され、現場からはバックログの解消要求が出されている。

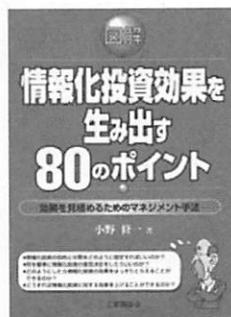
しかしながらコストを削減しようとしても、コストの大半が既存システムの減価償却費や運用費で半ば固定費化しているケースも多い。削減しようとするとうまく新しい投資が全くできないということになってしまう。また投資対効果に対するトップの要求も厳しくなる一方である。

このような情報化投資に関する悩みに対する解決策がこの1冊の中にあります。

本書は、企業の経営者・管理者の悩みに答える形で情報化投資を進める上での重要なポイントについて、図解を交えて分かりやすく解説しています。

目 次

- 第1章：情報化投資の基本を理解する
 - 第2章：情報化投資の動向・特徴を理解する
 - 第3章：戦略的に情報化投資を計画する
 - 第4章：システム企画で投資対効果を事前評価する
 - 第5章：システム開発コストをマネジメントする
 - 第6章：システム運用コストをマネジメントする
 - 第7章：事後評価で効果目標の達成度を測定・評価する
 - 第8章：投資対効果を高めるためのマネジメントに取り組む
- 是非一度手にして見てください。



システム監査 基礎セミナーのご案内

平成15年7月19日

最近システム監査をめぐる話題が賑やかになってきた。NPO システム監査人協会近畿支部ではこうした背景を受けて、システム監査 基礎セミナーを以下の要領により実施致します。

「システム監査」への知見を広めたいと願っている人の積極的なご参加をお待ち申し上げます。

記

日 時：平成15年9月12日(金) 10:00～16:30

会 場：大阪産業創造館 5階D 研修室

<http://www.b-platz.ne.jp/shisetsu/>

対象者：システム監査に関し知見を広めたいと願っている以下の人

- ・システム監査人を目指す人
- ・被監査部門で近い将来監査を受ける人
- ・システム監査の最近の動向について知識を整理したいと願う人
- ・仕事の関係で、システム監査についても一通りの基礎知識を必要と感じている人など。

内 容：① システム監査概要

② システム監査基準

③ システム監査の進め方

④ セキュリティ対策概要

⑤ 最近の動向

- ・公認システム監査人制度
- ・情報セキュリティ監査制度
- ・I SMS 認証制度 など。

定 員：30名(申込み順に受付)

講 師：①喜多 陽太郎 氏(近畿支部副支部長)

②土出 克夫 氏(近畿支部会員)

受講料：¥6000(消費税他込み)

申し込み確認後、別途ご案内する口座にお振込みください。

なお事前に請求書を必要とする方は申し込み時にその旨補記お願い致します。

申込先：システム監査人協会近畿支部「システム監査 基礎セミナー」事務局

寺下(メールアドレスk-terasita@niconsult.co.jp)まで郵便番号、住所氏名、勤務先名、メールアドレス、電話・FAX 番号を必ずご記入ください。

申込み締切日：9月2日(火)必着

以上

「システム監査実務セミナー(近畿版)」の開催ご案内

日本システム監査人協会会員各位

平成15年7月15日
日本システム監査人協会近畿支部
支部長 石島 隆
実践研究部会長 土出 克夫

会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、近畿支部実践研究部会では、「システム監査実践セミナー(近畿版)」をよりブラッシュアップして、本年も下記のとおり開催することとなりました。「公認システム監査人」の認定には、システム監査実務経験が必要とされ、当セミナー受講は、6ヶ月間の実務経験とみなされます。

是非この機会を活用し、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成15年11月1日(土)13時～2日(日)17時
2. 場 所 サニーストンホテル(新館)
大阪府吹田市広芝町10-3(地下鉄御堂筋線 江坂駅 南出口)
電話番号：06-6386-0001 <http://www.sunnystonehotel.co.jp>
3. 受講料 80,000円(宿泊代, 食事代を含む。当協会員以外の方は100,000円)
4. 支払方法 銀行振込み(振込先は別途ご連絡します)
尚、会社等への請求書が必要な場合は、下記申込先宛連絡ください。
5. セミナー内容 セミナーは演習を中心に進められますが、各フェーズの前後で全体の流れの中での位置確認、該当フェーズの意味付けや目的確認を行うため短時間の講義が有ります。中心となる演習は、近畿支部で実際に行った「システム監査普及サービス」をケーススタディとして、トップインタビュー、予備調査、本調査、監査報告の作成など、実際のシステム監査に近い演習をグループに分かれて行っていただきます。近畿支部実践研究部会の実施する「実践セミナー」は演習においては、実際の現場に限りなく近い場での体験をしていただくことを最も大切な目的としております。従って、ケーススタディは、インタビュー対象者とのアポイント設定から始まり、インタビューの時間配分・インタビューの順序等を自ら計画していただくことから始まります。インタビュー対象者からの矛盾した回答への対処など、経験豊かな講師陣の指導のもと、教科書通りではない体験を積むことによって、体験によってのみ習得可能なヒアリングスキルを、身に付けていただくことを考えてプログラムが作成されています。
尚、当日のテキストとして「情報システム監査実践マニュアル」を使用しますので、事前にご購入ください。参加申し込み時に、斡旋購入することも可能です。

【テキスト】「情報システム監査実践マニュアル」 編著：日本システム監査人協会

出版社：株式会社工業調査会 定価：4200円 ISBN4-7693-5118-6

会報掲載論文募集

会報掲載論文募集要項

会員(正会員)の皆さんより、会報掲載論文を募集します。

1. 論文の内容

システム監査・セキュリティ監査(関連を含む)の実務の裏づけのある内容で、システム監査・セキュリティ監査(関連を含む)の啓蒙、普及、理論深化、情報提供、実践、手法開発等に役立つ論文。既発表論文は除く。

2. 字数 8千字~16千字程度(図表を含める)

3. 提出方法 ms-wordで作成しフロッピーディスクに入れ編集委員会あて送付する。

4. 審査

会報編集委員会内に設ける論文審査委員会にて、審査を行い、掲載に値するか、及び内容の優劣を判断し、掲載する場合は、2万円以上、6万円の範囲で原稿料を支払う。審査の内容は公表しない。

5. ここに掲載した論文は、公認システム監査人(補)継続教育で、10時間/1稿として認める。

6. 掲載論文募集締め切り

常時受け付けとし、会報編集委員会より打ち切りのお知らせがあるまで継続する。

会報編集委員募集

会報編集委員募集

会報編集委員を募集します。(若干名)

条件

- ・東京都内で行われる編集委員会(2ヶ月に一度程度の頻度で行われる)に参加できること
 - ・e-mailを利用できる環境を持ち、Word、PDFファイルなど論文編集に利用される文書ファイルの受信、送信および読み書きなどの編集ができること。
- 編集作業の大半は、e-mailのやり取りで行われる。

その他

- ・手当ては出ません。交通費等の実費は協会が負担します。
- ・会報編集委員は、公認システム監査人(補)継続教育で、普及啓蒙 協会の運営を支援する活動
合計実時間 上限20時間/年 が認められます。

応募する方は、会報編集委員会までご連絡ください。

新規入会者一覧

番号	氏名	勤務先・所属	支部/地域
1270	倉田 俊相		関東
1271	伊藤 博之	苫小牧駒澤大学	北海道
1272	田口 聖一	NECフィールディング	関東
1273	井上 茂和		関東
1274	横山 善宏	(助)建材試験センター	中部
1275	広口 正之	(株)インフォセック	関東
1276	杉山 浩一	岐阜県庁	中部
1277	森田 正人	(株)日立製作所	関東
1278	間形 文彦	(株)エヌ・ティ・ティ・イー・シー・コミュニケーションズ	関東
1279	吉田 均	日本放送協会	関東
1280	高橋 邦明	ウシオ電機(株)	関東
1281	宮本 茂明	(株)富士通北陸システムズ	北信越
1282	入谷 和彦	ソニー生命保険(株)	関東
1283	粕川 恭矢	松下電工インフォメーションシステムズ(株)	近畿
1284	鈴木 雅之	(株)データ通信システム	関東
1285	森 智己	日本アイビーエム(株)	関東
1286	水野 響	(有)伊藤マネジメントオフィス	関東
1287	山田 隆人	日本銀行	関東
1288	隆島 省吾	(株)富士総合研究所	関東
1289	加藤 元行		関東
1290	小泉 明広	(株)アルゴ21	関東
1291	西村 一陽	学校法人片柳学園	関東
1292	高間 正俊	日立電子サービス(株)	中部
1293	秋田 裕	日本アイ・イー・インターストリアル・ソリューション(株)	関東

<編集後記>

今期は、年初の北海道支部設立に引き続き、北信越支部と東北支部が設立された。情報セキュリティ監査も始まり、当協会の認定する公認システム監査人の活躍できる分野も広がっている。協会の目的であるシステム監査の啓蒙、普及、研鑽のために地域に足を踏まえた地道な活動が着実に広がっている感じがします。

この号が配布されるころは、夏の真っ盛りで次の飛躍に向け英気を養っていることでしょうか。何はともあれ健康が一番です。(S.H)

発行所 特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1

新宿第一生命ビル16階16W4号室

TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

事務局メール： saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします

会員専用メーリングリスト： saaj@mml.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saaj@mml.nifty.ne.jp お問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事

竹下 和孝 んじゃろ監査事務所

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

進見 節夫 進見システム監査事務所

水野 英治 東京都

力 利則 日本電気(株)

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール： saaj-kaihoh@egroups.co.jp